

土地境界 問題相談センター函館

裁判外紛争解決手続(ADR)



「土地境界問題相談センター函館」は土地の境界を巡る問題について、当事者同士が話し合いによって最良な解決策を見出す為の支援を土地境界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士の協力のもと、運営する機関です。

こんなとき

ブロック塀や建物などが境界線と合っているかどうかお隣と協議したが、その協議が整わなかった場合。

土地を測量する為、お隣に境界の確認をお願いしたが、応じてもらえなかった場合。



土地境界問題相談センター函館

〒040-0033 函館市千歳町21番13号

函館土地家屋調査士会内(桐朋会館3階)

<http://hakotyo.or.jp/>

電話 0138-26-2020

事前相談受付(平日の午前10時から午後4時)

解決までの手続きの流れ

1. 事前相談 有料の相談や調停をする前に、土地の問題についてお困りの内容についてお聞きます。
無料です。
2. 相談 弁護士の協力のもと、法律的な内容も含みながら相談をします。
(有料です。)
3. 解決手続き あなたと相手側の応諾同意のもと、一緒になって境界の問題について、弁護士の協力のもと、解決を目指します。
(有料です。)(相手側が同意しないときは調停はできません。)
(最終的に和解契約書の締結を交わします。)

特徴

(裁判)

境界確定の訴、所有権確認訴訟による方法があります。

(筆界特定)

土地が登記された時にその土地の範囲を区画するものとして定められた線(筆界)を、現地において特定します。

(センター解決手続き)

当事者同士が話し合いのテーブルについて土地家屋調査士調停員及び弁護士調停員協力のもと、両者が納得の解決方法を見出すよう努めます。

費用について

事前相談 無料 事前相談委員が対応します。

相談 有料 担当相談委員が対応します。

1期日 15000円 (2時間以内)

相談が引き続き2回、3回となったときも、期日ごとに15,000円です。

解決手続き 有料 担当調停委員が対応します。

調停申立手数料は20,000円です。(前納)

調停の期日ごとに申し出人、相手方それぞれ10,000円です。

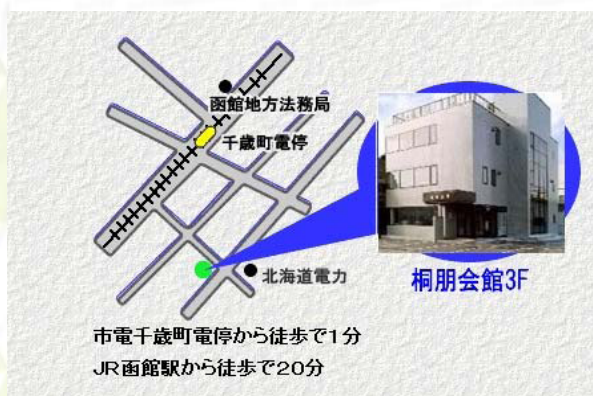
和解が成立したときには、固定資産課税台帳に応じた費用が掛かります。(詳しくはセンター函館にお問い合わせください。)

調査、測量が必要な場合、別途費用がかかります。

* ADRとは「Alternative Dispute Resolution」の略

裁判外紛争解決手続→仲裁、調停、斡旋など、裁判によらない紛争解決方法を広く示す言葉です。

土地境界問題相談センター函館



〒040-0033

函館市千歳町21番13号

☎ 0138-26-2020

事前相談受付

(平日の午前10時から午後4時)

